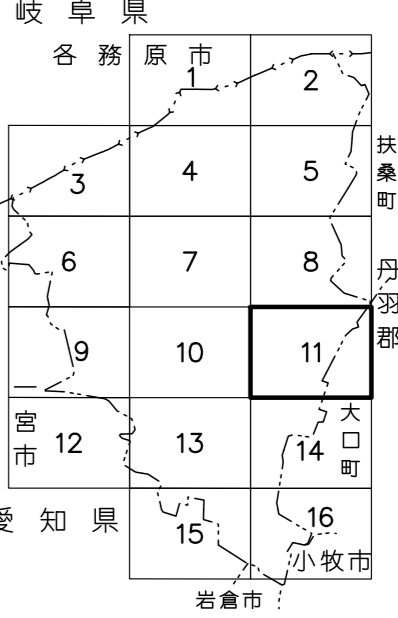
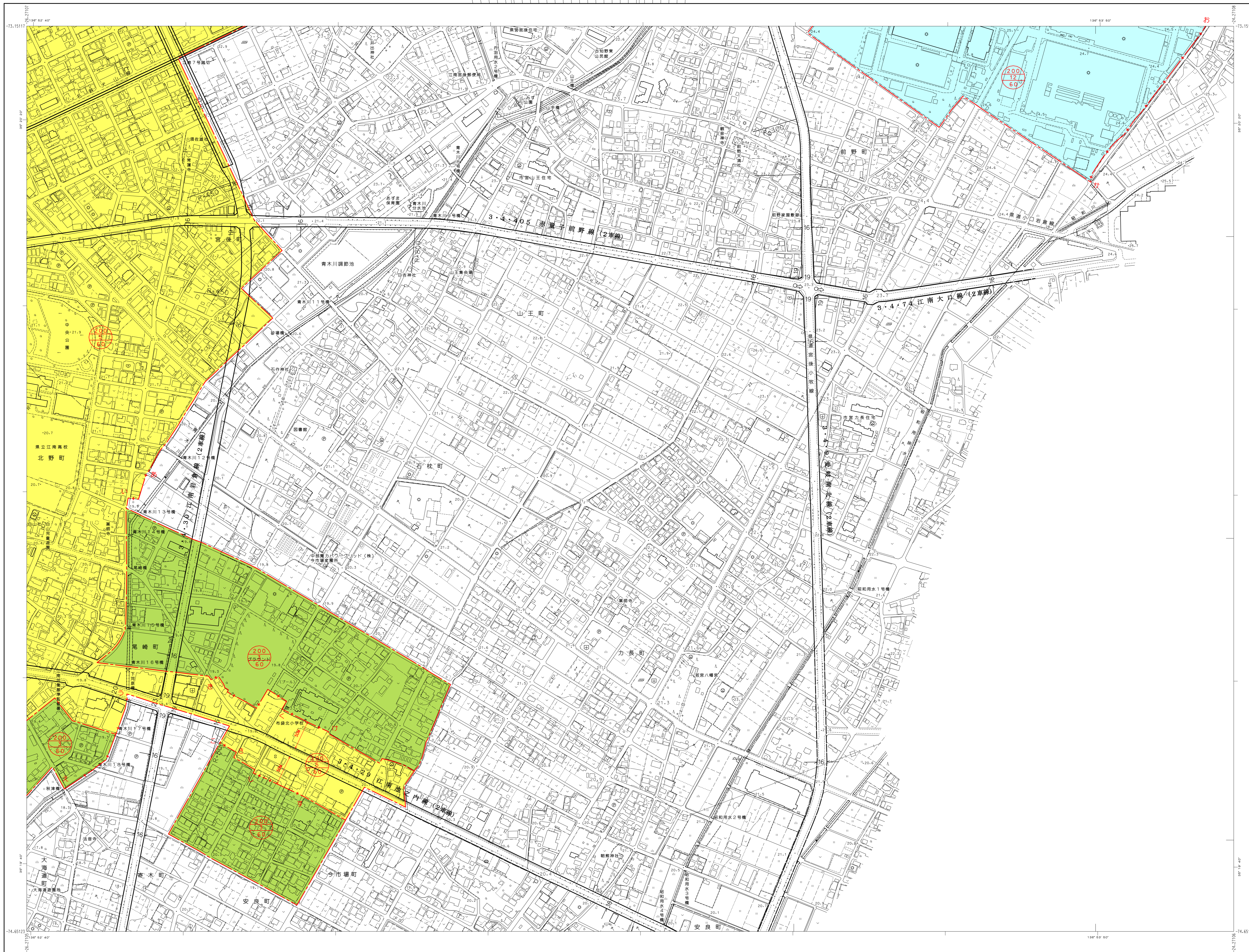


1:2,500

江南市都市計画基本図 No. 11

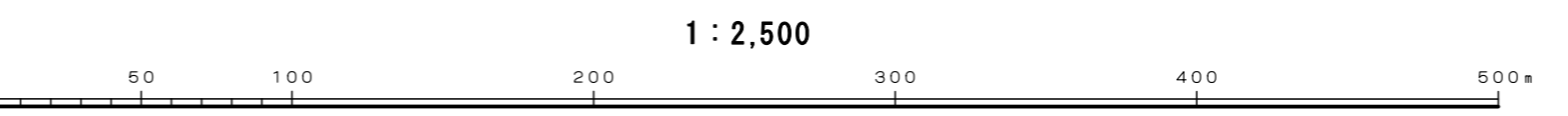


(Symbol)	(Symbol)
(Symbol)	(Symbol)

(Symbol)	(Symbol)
(Symbol)	(Symbol)

平成5年原簿
平成11年修正
平成16年修正
平成24年修正
令和4年修正

- 1. (1)平成5年5月都市計画法第110条第1項に基づき制定された図面(原簿)の境界を示す。なお、(2)平成11年7月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第1次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成11年9月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第2次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成16年4月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第3次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成17年10月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第4次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成23年1月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第5次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成26年9月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第6次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)平成28年1月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第7次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。(2)令和3年7月都市計画法第110条第2項に基づき制定された図面(第8次改正)は、(1)の境界に準じて制定されたものであり、(1)の境界と異なる部分は、(2)の境界に準じて制定されたものである。



この図面は、建設省国土地院長の承認及び地籍簿と、同院所轄の測量課及び測量隊を使用して得たものである。(測量番号)平5 図記 第153号)「この図面は、建設省国土地院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)平11 図記 第87号)「この図面は、国土交通省国土地院長の承認及び地籍簿と、同院所轄の測量課及び測量隊を使用して得たものである。(測量番号)平17 図記 第26号)「この図面は、国土院院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)平23 図記 第25号)「この図面は、国土院院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)平28 図記 第48号)「この図面は、国土院院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)平3 図記 第70号)「この図面は、国土院院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)平3 図記 第70号)」